

大和市告示第98号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年4月30日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1補助対象経費の欄中「障がい児童の受入れ強化促進」を「障がい児の受入推進」に改め、「放課後児童支援員の」の次に「キャリアアップ及び」を加え、同表補助金の額又はその算定方法の欄中「2,510,000円」を「2,553,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「4,577,000円」を「4,672,000円」に、「63,000円」を「67,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「399,000円」を「406,000円」に、「179,000円」を「183,000円」に、「1,900,000円」を「1,956,000円」に、「129,000円」を「131,000円」に、「258,000円」を「263,000円」に、「388,000円」を「394,000円」に改め、同表備考第4項中「904,000円」を「919,000円」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。